

太田市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第9号

太田市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

太田市コンビニエンスストア等における証明書等の交付に関する規則（令和4年太田市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第1項各号」を「第4条第1項各号」に改める。

第3条中「、次条の規定によりコンビニ交付サービスを利用できることとなった15歳未満の者のほか」を削り、同条第3号中「（次条の規定によりコンビニ交付サービスを利用できることとなった者を除く。）」を削る。

第4条を削る。

第5条第1項ただし書中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、「又は第2項」を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「（第4条の規定によりコンビニ交付サービスを利用することができる15歳未満の者を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「コンビニ交付サービス変更申出書」の次に「（別記様式）」を加え、同条を第5条とする。

第7条中「、又はコンビニ交付サービスの提供を受けることができるようになった15歳未満の者の法定代理人がコンビニ交付サービス

変更申出書によりコンビニ交付サービスを利用しない旨の変更の申出をし、市長がその申出を適当と認めたとき」を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記様式中「第4条、第6条、第7条関係」を「第5条、第6条関係」に、「第4条、第6条第1項若しくは第3項又は第7条」を「第5条第1項又は第3項」に、「代理人による申出の場合は、下記を記入してください」を「※代理人による申出の場合は、委任状が必要になります」に改め、「※ 本人が15歳未満の場合は、法定代理人（保護者等）が下記に記入してください。」を削り、

「

記

代理人	住 所			
	フリカ ^ナ 氏 名		本人と の関係	
	生年月日	年 月 日		
	電話番号			
委任理由（法定代理の場合は記載不要です。）	病 気 ・ そ の 他 ()			

を

「

委 任 状	
私は、コンビニ交付サービス変更申出について、下記の者を代理人に選任いたします。	
依 頼 人	住所 氏名 ⑩
代 理 人	住所 氏名
委 任 理 由	病 気 ・ そ の 他 ()

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。